

(様式3)

	契約係用
○	業者渡し用

令和3年度

単価契約仕様書

名称 改札機ステッカー広告の広告物掲出・撤去・保守業務

令和2年度単契リスト 236-001

特定随契の場合

その業者名 _____

要求課 事業管理部営業課資産活用係

(外線 896-2722)

担当者 川口 翔平 (内線 2122)

業 務 委 託 仕 様 書

1 委託業務名

改札機ステッカー広告の広告物掲出・撤去・保守業務

2 趣旨

この仕様書は、札幌市交通局地下鉄改札機ステッカー広告（以下「改札機ステッカー広告」という。）の掲出及び撤去を行うために必要な事項を定めるものである。

3 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、業務が支障なく継続できるよう、契約期間開始前においては前年度受託者と、契約期間満了前においては次年度受託者と、十分に調整のうえ引継ぎを行うこと。

4 作業実施場所および取扱ステッカー

(1) 業務実施場所

札幌市営地下鉄全49駅

(2) 取扱ステッカー

ア 規格

H240 mm×W100 mm

イ 取扱枚数

1,174枚（改札機の新設および撤去等により、変更が生じる場合もある。）

※ 詳細は別紙1のとおり。

5 作業の指示

委託者または委託者が契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）が送付する作業指示書により行うものとする。

6 作業内容

改札機ステッカーの掲出作業及び撤去作業。なお、本業務は作業回数による単価契約とする。（掲出作業の場合1回、撤去作業の場合1回、掲出及び撤去作業の場合は2回とカウントする。予定回数は24回）

(1) 改札機ステッカー広告の掲出

ア ステッカーの納品

ステッカーの納品は、札幌市交通局指定広告代理店（以下「代理店」

という。)が受託者に直接行うものとする。納品を受けた後、ステッカーの数量及び品質状態について検品を行い、問題が無い場合は、提出作業日まで適切に保管するとともに、予備ステッカー5部を事業者に提出すること。

また、デザインが複数の場合は、それぞれのデザイン毎に5部提出すること。

なお、検品時に数量不足または不良品等を発見した場合は、速やかに事業者へ報告し指示を受けること。

イ 掲出作業の内容

(ア) 掲出作業の開始

掲出作業は、作業指示書に基づき掲出開始日当日から着手するものとする。「さっぽろ駅」「大通駅」「すすきの駅」については、掲出開始日当日に完了させること。なお、作業開始駅の指定やステッカー掲出位置等、特に指定がある場合は、事業者の指示に従うこと。

(イ) 掲出作業の手順

a 改札機の掲出部分の汚れ等を清掃する。

b ステッカーを貼付ける。このとき、ステッカーと改札機の間にごみ等が入らないよう、ヘラ等を用いて行うこと。

c ステッカーの貼付け完了後、広告面の汚れ等を清掃する。

(ウ) 掲出作業の完了

取扱いステッカー全てを掲出した時点で掲出作業の完了とし、掲出開始日の翌々日 16時00分までを期限とする。

(エ) 作業可能時間

10時00分から16時00分までとする。

ウ 掲出作業完了の報告

掲出作業完了から、5営業日以内に改札機ステッカー広告の掲出・撤去作業完了報告書(別紙2)及びモニター写真並びに業務完了届(別紙3)を委託者に提出すること。

(2) 改札機ステッカー広告の撤去

ア 撤去作業の内容

(ア) 撤去作業の開始

撤去作業は作業指示書に基づき掲出終了日翌日から着手するものとする。「さっぽろ駅」「大通駅」「すすきの駅」については、撤去開始日当日に完了させること。なお、撤去開始駅の指定等、特に指定がある場合は、事業者の指示に従うこと。

(イ) 撤去作業の手順

a 改札機からステッカーを剥離する。

b 改札機の掲出部分の汚れ、糊残り等を清掃する。

(ウ) 撤去作業の完了

取扱いステッカー全てを撤去した時点で撤去作業の完了とし、撤去開始日の翌々日 16 時 00 分までを期限とする。

(エ) 作業可能時間

10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。

イ 撤去作業完了の報告

撤去作業完了から、5 営業日以内に改札機ステッカー広告の掲出・撤去作業完了報告書（別紙 2）及び業務完了届（別紙 3）を委託者に提出すること。

7 作業時の注意

- (1) 作業実施前に駅事務室に立ち寄り、作業を開始する旨を駅係員に報告すること。
- (2) 作業従事者は、作業にあたり作業従事者共通デザインの制服または作業服を着用するとともに、委託者が貸与する駅構内作業員腕章を左上腕部の見えやすい位置に必ず着用するものとする。また、写真付き身分証明書を常に携帯し、身分証明書の提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。
- (3) 掲出、撤去及び搬送等の作業を行う際は、利用客の安全、通路の確保、施設の保全等に細心の注意を払い、利用客の妨げにならないよう注意しなければならない。
- (4) エレベータ及びエスカレータ等を使用する場合は、必ず利用客を優先しなければならない。
- (5) 作業終了後に駅事務室に立ち寄り、作業終了の旨を駅係員に報告すること。
- (6) 作業時間について、前条で指定した時間以外において実施することは認めない。ただし、事業者が指示する場合はこの限りではない。
- (7) 受託者は、作業に伴い利用客に対する事故等が発生した場合や、改札機に損傷を与えた場合は、速やかに事業者に報告すること。
- (8) 受託者は、改札機ステッカー広告に異常を認めた場合には、速やかに事業者に報告すること。
- (9) その他、不測の事態が発生した場合は、速やかに事業者に報告し、その指示を受けること。

8 連絡体制

- (1) 平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分まで、事業者と電話及び電子メール等

で連絡が可能な体制をとること。

- (2) 作業従事者の氏名、年齢、性別を明記した作業従事者名簿を委託者に提出すること。なお、作業従事者に変更が生じる場合は、その都度、名簿を提出すること。

また、緊急時等については、平日、土日及び祝日を問わず事業者と連絡がとれる体制をとることとし、緊急連絡先も併せて明記すること。

9 費用の負担等

受託者は、本業務に必要な用具、消耗品、材料等の調達に要する費用及び業務遂行により発生した廃棄物の処理費用を負担するものとする。

10 損害賠償について

受託者は本業務の実施にあたり、委託者、事業者、委託者の施設または第三者（代理店及び広告主を含む。）に損害を与えた場合は、その一切の費用を賠償するものとする。

11 作業員に対する責任

受託者は、作業の実施にあたって生じる労働問題について、関係労働法規上の一切の責任を負うものとし、かつ、労働基準法を遵守して、妥当な労働条件及び賃金の確保に努めなければならない。

12 委任または下請けの禁止

受託者は、作業を他社に委任または下請けをさせてはならない。

13 作業員の確保

受託者は、業務遂行のため常に適正な人員を配置するものとする。

14 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

15 協議

作業にあたり疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。

16 支払方法

受託者は、委託者が指示した単位の業務完了後に完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に支払い手続きを行う。なお、業務の単位は次

のとおりとする。

- (1) 改札機ステッカー広告の掲出業務
- (2) 改札機ステッカー広告の撤去業務
- (3) 改札機ステッカー広告の掲出及び撤去業務

17 連絡先

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 交通局庁舎3階

札幌市交通局事業管理部営業課資産活用係

電話番号 011-896-2722

担当 川 口

各駅ステッカー掲出対象改札機設置台数及びステッカー掲出枚数（令和3年度）

※Ⅷ型・Ⅸ型IC専用機は側面部（正面部）に1枚、上面部に1枚、それぞれ両側で計4枚掲出可。Ⅷ型・Ⅸ型IC機は側面部（正面部）に1枚、両側で計2枚掲出可。Ⅷ型・Ⅸ型ワイドは上面部に1枚、両側で計2枚掲出可。Ⅸ型乗換・Ⅸ型乗換ワイドは掲出不可。

駅名	コーナー	現台数	Ⅷ型・Ⅸ型IC専用	Ⅸ型	Ⅷ型	Ⅷ型ワイド	Ⅸ型ワイド	乗換(Ⅸ)	乗換ワイド	ステッカー掲出枚数	駅名	コーナー	現台数	Ⅷ型・Ⅸ型IC専用	Ⅸ型	Ⅷ型	Ⅷ型ワイド	Ⅸ型ワイド	乗換(Ⅸ)	乗換ワイド	ステッカー掲出枚数	駅名	コーナー	現台数	Ⅷ型・Ⅸ型IC専用	Ⅸ型	Ⅷ型	Ⅷ型ワイド	Ⅸ型ワイド	乗換(Ⅸ)	乗換ワイド	ステッカー掲出枚数										
麻生	北口	14	7	2	2	3				36	宮の沢		7	3	3				1			20	栄町		5	2	2			1			14									
	南口		5	2	1	2						発寒南		5	2	2				1			14	新道東		4	2	1			1			12								
	EV		2		1			1					琴似	西口	11	5	2	3						30	元町		5	2	2			1			14							
北34条	北口	6	3	1	1			1		16	中央東口	11	3	1	1							30	環状通東		5	2	2			1			14									
	南口		3	1	1			1						東区役所前	西口	6	6	2	3					1			16	北13条東	6	3	1	1			1			8				
北24条	北口	9	6	2	2	2				24	二十四軒	6	3		2		1				14	さっぽろ	北口	20	8	4	3			1						48						
	南口		3	1	1			1						西28丁目	西口	9	3	1	1						1					20	中口	12	3	3	2				1	2	1	
北18条	北口	9	4	2		1	1			24	西28丁目	9	3	1	1		1					24	大通	北口	9	2		1			1			24								
	南口		3	1	1	1								東口	3	1	1		1										9	南口	4	2	1		1							
北12条	北口	8	3	1		2				20	円山公園	12	6	2	2	1	1					34	大通	北口	9	2		1			1			24								
	北EV口		2		1		1							西口	11	6	3	2		1									32	豊水すすきの	5	5	2		2			1			14	
さっぽろ	北口	30	13	4	4	5				72	西11丁目	14	5	2	2		1					42	学園前	北口	8	4	2	1					1			24						
	南Ⅰ		16	5	5	3								中央東口	14	6	3	2	1										42	豊平公園	北口	5	5	2	2				1			14
	南Ⅱ		1					1						東口	4	2	2												42				美園	北口	5		5	2	2			1
EV	1					1			2	1										50	月寒中央		3	1	1			1				8										
大通	北口	20	8	2	3	3				54	大通	18	8	3	3	2						50	福住	北口	13	6	2	2	1	1				16								
	南口		11	5	6									EV	1					1									13	3	1	2								30		
すすきの	事・EV	13	7	1	3	2				32	バスセンター前	10	4	2	1	1						28	福住	北口	13	3	1	2						30								
	新設口		6	2		4								中央東口	3	1	1		1										13	10	1	8										
中島公園	事・EV	15	11	3	2	4	2			38	菊水	8	4	2		1	1				24	東札幌	西口	10	4	2		1	1				28									
	新設口		4	1		3								東口	4	2		1	1										10	2				1	1							
幌平橋			6	2	3					16			4	2		1	1																									
中の島	北口	6	3	1		1	1			14	東札幌	10	4	2		1	1				28	白石	西口	9	5	2	1	1	1				26									
	南口		3		1	1	1							東口	4	2		1	1									9	4	2	1	1										
平岸	北口	10	3	1	1		1			26	白石	9	4	2	1	1					26	南郷7丁目	西口	7	3	1	1	1				18										
	南口		4	1	1	1	1							東口	4	2	1	1										7	4	1	2			1								
南平岸			5	2	2					14			3	1	1	1																										
澄川			6	3	2					18			4	1	2		1																									
自衛隊前			3	1	1					8			4	2		1	1																									
真駒内	北口	11	8	3	4					30	南郷18丁目	6	3	2		1					18	大谷地	7	3	2	1	1				20											
	南口		3	1	1	1								ひばりが丘	4	2	1		1								12															
													4	2	1		1																									
													7	3	2	1	1				30	新さっぽろ	北口	11	7	3	2	1	1													
												4	1	2	1										11	南口	4	1	2	1												
南北線合計			171	53	51	42	11	11	2	1	442	東西線合計			169	69	53	21	22	4		476	東豊線合計			97	34	39	7	12	2	2	1	256								
																							全線合計			437	156	143	70	45	17	4	2	1,174								

	Ⅷ型・Ⅸ型IC専用	Ⅸ型IC機	Ⅷ型IC機	Ⅷ型ワイド	Ⅸ型ワイド	乗換(Ⅸ)	乗換ワイド	南北線合計	Ⅷ型・Ⅸ型IC専用	Ⅸ型IC機	Ⅷ型IC機	Ⅷ型ワイド	Ⅸ型ワイド	乗換(Ⅸ)	乗換ワイド	東西線合計	Ⅷ型・Ⅸ型IC専用	Ⅸ型IC機	Ⅷ型IC機	Ⅷ型ワイド	Ⅸ型ワイド	乗換(Ⅸ)	乗換ワイド	東豊線合計	3線合計
対象改札機数	53	51	42	11	11	2	1	171	69	53	21	22	4			169	34	39	7	12	2	2	1	97	437
ステッカー掲出枚数	212	102	84	22	22			442	276	106	42	44	8			476	136	78	14	24	4			256	1,174
(掲出枚数内訳)上面部	106			22	22			150	138			44	8			190	68			24	4			96	436
(掲出枚数内訳)側面部	106	102	84					292	138	106	42					286	68	78	14					160	738

改札機ステッカー広告の掲出・撤去作業完了報告書

令和 年 (年) 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 様

会社名
代表者名 印

令和 年 月 日付け指示のありました、上記作業を完了しましたので、
下記のとおり報告します。

記

1 作業名
改札機ステッカーの（掲出・撤去・掲出及び撤去）作業

2 作業日時
令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 作業従事者名

_____ 印 _____ 印 _____ 印
_____ 印 _____ 印 _____ 印

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長住 所
受託者 会社名
代表者

印

業務名

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

受 付	令和 年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
-----	----------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)